茨城県交通死亡事故連続ゼロ市町村表彰要項

平成 8年 6月 5日 茨城県交通対策協議会決定

1 目 的

この要項は、市町村における交通安全対策に尽力した結果、交通死亡事故の抑止に顕著な功績のあった市町村を表彰し、本県の交通死亡事故の減少に向けた更なる意識の高揚を図ることを目的とする。

2 表彰の対象

管内の交通死亡事故ゼロを達成した市町村

- 3 表彰を行う者及び表彰の方法 表彰は、茨城県交通安全対策会議会長が表彰状を授与して行う。
- 4 授与の基準
 - (1)連続ゼロ表彰

次の基準を満たした市町村について表彰する。

区分	達成期間(連続して交通死亡事故ゼロ)
人口20万人以上の市	150日連続して交通死亡事故がゼロ
人口10万人以上20万人未満の市	200日連続して交通死亡事故がゼロ
人口3万5千人以上10万人未満の市町村	350日連続して交通死亡事故がゼロ
人口1万人以上3万5千人未満の市町村	550日連続して交通死亡事故がゼロ
人口1万人未満の町村	850日連続して交通死亡事故がゼロ

区分の欄の人口については、各年度の常住人口調査(10月1日現在)

(2)連続ゼロ特別表彰

交通死亡事故連続ゼロの更新が長期に及んだ場合は、次の基準毎に表彰する。

区分	達成期間(連続して交通死亡事故ゼロ)
人口10万人以上の市	300日連続して交通死亡事故がゼロ
人口3万5千人以上10万人未満の市町村	500日連続して交通死亡事故がゼロ
人口3万5千人未満の市町村	1,000日連続して交通死亡事故がゼロ

- (3) その他の基準
- ① 達成期間の始期は、交通死亡事故の翌日から起算し、達成時期は当該達成期間満了とする。
- ② 達成基準の申告は、達成市町村が行うものとし、茨城県交通安全対策会議事務局が確認する。
- ③ 連続ゼロ表彰の基準を達成以後も継続してゼロを続けている場合は、特別表彰基準を適用する。
- ④ 市町村の合併があった場合は、合併した当該市町村で最も直近の交通死亡事故発生日の 翌日から起算する。

附則

- (1) この要項は、平成8年7月1日から施行する。
- (2) 施行日以前の交通死亡事故連続ゼロ日数を加算する。 附 則
- (1) この要項は、平成16年4月1日から施行する。
- (2) 施行日以前の交通死亡事故連続ゼロ日数を加算する。 附 則
- (1) この要項は、平成29年4月1日から施行する。
- (2) 施行日以前の交通死亡事故連続ゼロ日数を加算する。 附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

 文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

茨城県交通安全対策会議会長 茨城県知事 〇〇〇〇 殿

> ○○市 (町村) 長 名 前

交通死亡事故連続ゼロ市町村表彰の基準達成について

茨城県交通死亡事故連続ゼロ市町村表彰要項(以下要項という。)に基づく基準について、 下記のとおり達成したので申告します。

記

- 1 交通死亡事故発生日平成 年 月 日
- 2 交通死亡事故連続ゼロ起算日平成 年 月 日
- 3 交通死亡事故連続ゼロ基準達成日 令和 年 月 日
- 4 達成した基準の内容
 - (1) 要項第4条第1項(または第2項)
 - (2)達成した期間

○○○日間